

平成 18 年度 第 3 回規制改革会議 議事録

1 . 日時 : 平成 19 年 3 月 28 日 (水) 10:00 ~ 11:23

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、安念潤司、翁百合、小田原榮、川上康男、木場弘子、白石真澄、中条潮、松井道夫、米田雅子 各委員

(事務局) 河内閣審議官、田中規制改革推進室長、井上参事官、黒岩参事官、岩佐企画官、岩村企画官、初谷企画官、萬谷企画官

4 . 議事次第

重点検討課題への取組方針等について

5 . 議事録

草刈議長 皆さん、おはようございます。定刻ですので、第 3 回の「規制改革会議」を開会します。

今日は、12 名の委員が御出席、福井先生、本田先生、松本先生の 3 人は御欠席です。

前の会議では、5 月の第 1 次答申の策定に向けた重点検討課題について審議を行って、これを取りまとめた。その後、委員の皆さんでワーキンググループあるいはタスクフォースでいろんな課題について検討を進めていただいているところだと了解しております。今日は、それについて各担当の委員の方々から御報告をいただいて、更に議論を深めていきたいと考えております。

規制改革の推進に当たっては、その成果を国民が実感できるというスピード感を持って取り組んでいくことが重要であります。答申のとりまとめに向けたスケジュールは、最初から予想されたように、4 月、5 月ということで、大変タイトなものになっておりまして、4 月が 1 つの正念場になると思っております。会議としても、一つでも多くの成果を得られるように努力をしていただきたいと思いますし、私も議長として、最大限努力をするつもりでありますので、4 月に向けて、一層の御尽力をお願いします。

「ダッシュ」という言葉は、歩くのではなくて走ることでございますので、その辺を御了解いただいて、頑張ってくださいと思います。

それでは、本日の議題に入ります。

ただいま申し上げたように、いろいろテーマを決めておりました重点検討項目について、ワーキンググループからその後の検討状況の御報告をいただいて、その後、意見交換ということにさせていただきます。

御報告いただく前に、事務局からスケジュール感について説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

井上参事官 では、お手元の「第 1 次答申に向けたスケジュールについて(案)」とい

う 1 枚紙に基づいて、御説明させていただきます。

まず、今回の第 1 次答申に向けた検討の出口として、下の方に書いてございますけれども、会議としての答申を 5 月の下旬頃にまとめていただくということでございます。

その後、6 月頃「規制改革推進 3 ヶ年計画策定」とございますが、この会議で 1 月から検討していただいて、各省と合意が得られたもの。それから、3 ヶ年計画に入りますのはそれ以外のものがございます、昨年 12 月に前会議が最終答申で各省と合意をして、最大限尊重の閣議決定をしている事項。

それから、この 3 月まで生きております現行の 3 ヶ年計画の中で、3 月までに全部措置が終わらないもの、仕掛かりのもので残ってくるものがございます。

こういったものを全部入れて、前回のケースでいきますと、3 ヶ年計画スタート時点で 700 項目強ぐらいのかなりの数の項目が入った形での 3 ヶ年計画を策定しておりますが、そういう細かなもの、あるいは過去に、前会議として成果を得ていたものなども含めた 3 ヶ年計画の策定は 6 月頃。この会議で 1 月から御検討いただいて、新たに各省と合意をとっていくものというのは、5 月の下旬頃の答申に盛り込んでいただくということでございます。

5 月の中旬の「第 1 次答申(素案)について」のところに「大臣折衝・ミニ本部等」「各省協議・調整」とございますが、実際には、この 5 月中旬から初めて各省と協議をスタートするというのではなくて、この時点では最終的な案文の姿になっているものを最終確認する。ごく少ない項目について、会議として最大限やったけれども、なかなか会議だけでは各省と合意に至らないようなものを、大臣も交えて折衝をしていくということでございまして、実際には、多くの項目については、4 月中ぐらいに各省とかなり寄せていないと、第 1 次答申の盛り込みは難しいというのが、これまでの経験に照らしてもそういうことかと思えます。

そこに向けまして、今日、3 月 28 日に第 3 回規制改革会議がございますけれども、明日以降も、各省ともどんどん協議は各ワーキンググループ単位で進めていただきまして、次回の会議は 4 月中旬とありますが、19 か 20 日頃になるうかと思えますけれども、次回の 4 月の会議を待たずに、場合によっては公開ヒアリングという形で、かなり大々的に各省と協議をしていくといったようなことも、もう明日以降、早いタイミングでどんどん進めていただいて、繰り返しになりますけれども、4 月中ぐらいにはほとんどの項目について、大体各省とこういう改革をやるんだというところまで寄せていただくというスケジュールで進めていただく必要があるかと思えます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

今、お話しのとおりですけれども、1 つ頭に入れておいていただきたいのは、5 月といっても、4 月 28 日以降、約 10 日間の連休がありますね。この間、ブランクになってしまうのです。内部の打ち合わせは連休中でもできますけれども、いろいろ無理があるという

ことですから、この間をなしと考えると、更にタイト感が強くなってくる。これを頭に入れると、多分4月28日までには相当程度までコアの部分はやっちゃって、更にハードなところを残しておいて、5月に入ってすぐやっていくという感じで、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

最終的に、5月、6月と書いてありますが、この下の方の6月頃というのは、もう最後のところですから、4月いっぱいまでが成果を上げるために皆さんに与えられた時間だとお考えをいただければと思います。よろしくお願いします。

では、各ワーキンググループのグループリーダーの皆さんから、5分程度で各アイテムについて御報告をお願いします。

それから、皆さんのお手元にあります「重要検討課題への取組方針について」は、公表資料です御説明の中で御参考にしていただければと思います。

それでは、「官業改革」の安念先生のところからよろしくお願いします。

安念委員 まず「官業改革」タスクフォースでございます。

大きな仕事は3つございまして、第1が、独立行政法人等の業務の廃止、縮小、民間開放でございます。今のところ考えておりますのは、資産の規模が大きいもの、民間ビジネスとの関係が深いのですが、ややもうアウトオブデートになったのではないかと思われるものについて、見直しをしてもらうという方向で検討しております。

ただし、これは5月までにどの程度の具体的な成果が上がるかは、まだよくわかっておりません。

次に、既にこれまで3か年、さまざまな官業や独法につきまして、民間開放等の約束をいただいているものが100件近くございます。その中のすべてがこの3月31日で約束の期限が来るというものではございませんで、その一部ではございますが、特に大きな施設を持っているような官業あるいは独法につきまして、既往の約束が履行されているのかどうかについて、厳密にフォローアップをしたいと存じます。

それから、第3番目は、5月までの課題とは言えませんが、個別官業、個別独法について、個別に攻めていくというのも依然として必要なのでございますが、もう少しシステムティックにやる方法がないものかということについても検討しなければならないと思っておりますので、やや長期的な課題になりますが、これも是非、やっていきたいと考えております。

基本ルールの方に行ってもよろしゅうございますか。

草刈議長 続けてお願いします。

安念委員 「基本ルール」タスクフォースでございます。

第1番目は、非常に力仕事になるのですが、規制の周期的な見直し等の推進でございます。そのうち、法律のうち規制を含むものにつきまして、各省庁所管別にどのようなものがあるのかについてリストアップをして、公表してもらうことになっております。これは、今年度末、つまり3月31日までにやってもらう。

もう一つが、通知・通達等でございます。これについては、膨大な数があって、所管の官庁もすべてを把握しているかどうか自体がかなり怪しいのでございますけれども、それらにつきまして、拘束力があるのか、あるいは単なる各省庁の希望というか、願いというものの表明であるにすぎないのか、という分類をした上で公表していただくという仕組みを今、進めているところでございます。

そのような分類が妥当であるのかどうかについて、当会議といたしましても、かなり綿密な検討をしなければならないと思っておりますが、それは膨大な作業となりますので、その作業をどのようにやるかということ、今、検討しているところでございます。

次に、第2番目が、規制影響分析（R I A）とノーアクションレターでございます。

R I Aについては、定量的な分析が必ずしもできていないのではないかとと思われる節があるのと、ノーアクションレターにつきましては、業界関係からいろいろ使い勝手がよくないといったお話も聞かないではございませんので、それらの専門知識のある方々のヒアリングを進めていく方針でございます。

次に、3番目は「規制改革の効果分析・評価」でございます。これにつきましては、私どもは勿論素人でございますので、こうしたアナリシスをやっておられる方のお話を聞くことから始めたいと思っております。

現に、昨日、岩佐さんを始め事務局の御尽力によりまして、内閣府の分析担当の方に来ていただきました。この資料につきましては、大変興味深いものですので、できるだけ早いうちにわかりやすくしたものができたら、皆様にお配りしたいと思います。

全要素生産性の伸びについて分析した結果によりまして、主要業種20業種ばかりでございますが、相当の業種について全要素生産性が伸びているのでございます。業種によってばらつきがあるとはいえ、その全要素生産性の伸びのかなりの部分をここ数年間の規制改革によって説明することが可能であるという資料でございました。

ついでに申しますと、医療と教育につきましては、全要素生産性がここ数年の間に落ちたかなり珍しい業種なのでございますが、その落ちていることのかなりの部分を規制強化によって説明できるというお話でございました。

つまり、何を申したいかということ、我々は正しいことをやってきたし、正しいことをやりつつあるということでございますので、できるだけ皆様にも情報共有すべく、資料の形にしてお配りをしたいと存じます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、中条先生から「イノベーション・生産性向上」をお願いします。

中条委員 安念先生の御報告は、教育分野にいる者にとっては、果たしてうれしい判断なのかどうか、忸怩たるところがございます（笑）。

「1. 教育・研究」のところは、今日は福井先生がお休みですので、事務局の方から御説明をいただきたいと思っております。

「２．ＩＴ、エネルギー、運輸」分野ですけれども、新しい課題をかなり挙げております。主として、国際の分野を中心にしながら競争の進展を図っていこうというものでございます。

空港施設の拡大にあわせて、また拡大するまでの間の現行の施設の最大限の活用も含めて、規制の緩和の必要なところは緩和していったって、有効な施設の活用、そして、日本の航空会社の競争力の拡大、アジア地域全体の生産性の拡大と、パフォーマンスの改善を目的で考えておりますが、この分野も総理のおっしゃるところの岩盤の部分がかかなり存在するところでもあります。

司令長官は後ろの方から、早く突撃せよという顔でいつも見ておられるんですけれども、私たちとしましては、比較的慎重に、まずは硫黄島の岩盤の様子などを調べます。かなり高熱でもありますし、ところどころ硫黄のガスも噴き出すところもございますので、そういったところの情報をよく確かめながら、慎重に、しかし、かつ果敢に進めていきたいと思っております。今、ヒアリング等々で情報を集めているところでございます。

「３．住宅・土地」のところは、八田先生、もし何かございましたらお願いいたします。

八田議長代理 今、ここに挙げてありますのは、道路にまたがる建造物をつくることに関する規制緩和です。既存の道路をまたがるような大きなビルを建てることになると、その道路を廃道にしなればいけない。もとの道路をそのまま使える場合でも、私道として使用しなければいけないこととなります。

したがって、ここへの規制緩和を求めていこうというのが、ここの内容であります。

草刈議長 それでは、教育は事務局からお願いします。

岩村企画官 教育分野でございますけれども、まず１つは、バウチャーの問題でございます。これにつきましては、教育再生会議でも４月に議論されて、２次報告に盛り込まれる予定になっておりますけれども、私どもとしても前身会議からの検討も含めて、更に文科省の検討状況もヒアリングしつつ、こちらとして言うべきことを言っていくということで検討を進めていきたいと考えております。

次の「学校選択・教員評価」に関しては、フォローアップということで、既にアンケート調査でも明らかになったように、実際にその法令が遵守されていないであるとか、既存の閣議決定の実効性が伴っていないといったところに対して、文科省としてどのようなフォローをしているのかという点を、早急にヒアリングをする必要があると思います。それを踏まえて、必要な事項を答申に書いていく形で検討していきたいと考えております。

２つ目でございますけれども、高等教育・研究機能ということで、まさにＴＦＰがマイナスになっているところは、こういうところはかなり大きな問題だとは思っておりますけれども、この点につきましても、早急に論点を抽出した上で、所要のヒアリングを行いまして、これも教育再生会議は大学改革ということで、２次報告の目玉にしたいとは言っておりますけれども、当会議としても、必要な事項について検討していく形で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、4番目のグループの松井委員から「質の高い国民生活の実現」に関連する項目をお願いします。

松井委員 最初の「1. 保育、福祉、介護」の育児については、白石さんがいらっしゃるのので、白石さんの方からお願いします。

白石委員 保育の分野に関しては、既に共働き世帯の方が片働き世帯を上回っているわけですが、まだ両親が働いている子どもは気の毒だから、公が責任をもって見なくてはいけないという措置の考え方が根強く残っております。

専業主婦でありながら一時保育を必要としている人たちも増えておりますのに、措置制度の硬い岩盤が依然として残っているということでございます。

保育の分野としては、これまですべての人に保育サービスを普遍的に行き渡らせるため、保育サービスのパイを増やすための検討を進めてまいりました。新しい財源を増やすという意味では、介護保険に上乘せをする形で、新しい財源として子ども保険を導入していくということや、保育を利用者と保育所が直接契約をすることによって、より頑張っている保育所が伸びていくという方法論をとっていくということ。それによって、公民のイコール・フットイングを進めるという考え方です。更に既にモデル化されております認定子ども園というものは、利用者と直接契約ができるスタイルでございますけれども、これを増やしていくという様々な検討を進めてまいりましたが、「ダッシュ7」の中では、育児休業について検討し、育児休業は今現在、1年半までとれるわけですが、経済的な要因も年度途中で保育園に入りにくいという事情が絡んでなかなかめいっばい育児休業を取りにくい点もあると思います。1年半継続してとるのではなく、分割して取得することで、男性もこれに参加できるようすることを可能にしたいと考えております。スウェーデンなどのように、ほとんどが1年近くを取っている状況とは異なり、日本の平均はまだ短いという現実です。

これまでベネッセ、ライフデザイン研究所、法政大学の有識者にヒアリングをして、育児休業の分割取得についてのニーズがあるかどうかを検討しております。

以上です。

松井委員 引き続きまして「2. 医療」についてです。

医療の規制改革を考える際に、一番重要なスタンスは、量から質への転換というふうに考えております。質への転換ということになると、では質をどういうふうに評価するかというメカニズムを確立する必要があります。

そのスタートとして、やはりIT化が一番の基本であろうという問題意識の中で、いわゆるレセプトのオンライン化ということをして「ダッシュ7」として取り組んでいこうと考えております。

レセプトのオンライン化については、もう既に厚労省の省令で決まっておりますので

ども、ただ、その完了時期が平成 23 年という、まだずっとずっと先の話です。19 年度末から、医療機関の規模ごとに段階的にオンライン化するという事になっているのですけれども、これはこれで計画どおり進めていくとして、最終的な期限である平成 23 年以降はオンライン以外は一切、診療報酬の支払いは行なわないということを再確認することが重要です。もう一つ、あまりにも先の長い話なので、これを前倒しにする手段として、どういう方策があるかを考えていきたいなと思います。

この前倒しにするための 1 つの方策として、いわゆるインセンティブを考えていくのが、非常に現実的なのではないかと思えます。そのインセンティブは具体的には今のところ二通りあると考えております。

まず、これは例えば韓国でもう既に実行されているのですけれども、現状、医療機関がレセプトを提出してから実際に診療報酬の支払いを受けるまでに 3 か月ぐらいかかっているのですけれども、オンラインで申請した場合は、例えば優先受付・審査といったような形で、期間を 1 か月程度に短縮するということが考えられるのではないかとことです。この短縮によって、オンライン申請の医療者はより早く資金を回収できるということであり、非常にメリットを受ける。だから早くオンラインに移行しようというインセンティブになります。

もう一つ、現在、保険者は診療報酬審査支払基金にレセプト 1 枚あたり約 115 円という振分・審査手数料を支払っているのですけれども、これにレセプトの枚数を掛け合わせると膨大な金額になる。言ってみれば国民がこれを負担していることと同義と考えてよい。情報化が急速に進展している時代にあって、国民がこのようなコストを放置しておいてよいなどと思うわけがない。この辺を徹底的に国民の前にディスクローズしようと思っておりますが、いずれにしろ、レセプト・オンライン化は当然、合理化になるわけですから、その結果削減されたコストを原資にして、この一部、それもかなりの一部だと思えますが、保険者、医療機関に戻せる。そもそも、金を払っている側が単価を決めるというのは世の常識であり、金を貰う側、この場合は今や一民間機関に過ぎない基金なりが、法律で定められている方式なのでしょうが、単価を決めるというのは聞いたことがない。これを国民が知ったらどういう反応を示すのか良く考えねばならない。どのくらい戻すのかはこれから検討しますけれども、このことによって、より医療者がオンラインを積極的にやるという呼び水になるのではないかとということで、この辺についての具体的な方策をこれから考えていきたいと思っております。

生活・環境・流通分野については、事務局からお願いします。

初谷企画官 生活・環境、流通タスクフォースですが、こちらでは環境のリサイクルの促進において、規制によってそれが妨げられているということについて問題視しております。現在、集中して取り組もうという課題が、木質バイオマス、いわゆる木くずと言われているのですが、木くずの再利用を妨げている規制について検討しております。

製材所から出る木くずの大体 5 % 程度がリサイクルされていないということですが、こ

れは主として中小の規模の小さな業者から出てくる木くずについて、再利用が進んでいないということが大きな原因になっています。

これは、今、木くずが廃棄物扱いであるということで、例えばボイラーを使うときでも高規格のボイラーでないといけないとか、あるいは運搬するときにもいちいち認可が必要であって、さまざまな、いわゆるマニフェスト管理と言われる非常に些末で繁雑な手続が必要になっています。これを例外的に運用面でもって簡素化することでもって再利用を促進できないかということで、今、検討を進めている段階でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、続いて、5番目の「国際・オープン経済」グループの有富委員から、御報告をお願いします。

有富委員 国際経済連携につきましては、「ヒト・モノ・カネ」の移動の活性化という視点に立って、現状の規制に問題があるかどうかというアプローチをしています。

の高度人材の方から先に御報告いたします。

前の会議は、ヒトの問題を中心に進めてこられまして、この分野においては、かなり前進させてこられた実績がございます。現在そのフォローアップを行っておりまして、在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の許可事例の公表と「企業内転勤」における「研究」活動の追加と再入国許可制度の3つについて、その実施時期の明確化について検討しております。

もう一つ、前の会議で、外国人の在留に関わる登録制度・情報の相互照会等、入国後の在留管理の改善についても取り組まれております。これが、セキュリティーという観点から非常に大事な問題であり、この問題については、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出という結論でございますが、平成21年までの期間、具体的にどのように進めるのか、明確にしてほしいとお願いをしながら、具体的な各省庁との折衝を今後進めて参りたいと考えております。

の「輸出入通関制度など、港湾・物流面の制度改革」に戻りまして、このモノの問題については、前の会議ではほとんど取扱われておりませんでした。そこで、当面、我々としては、規制改革会議が取り組むべき課題を明確にするという作業を精力的にやってみました。

アジア・ゲートウェイの事務局との連携だとか、経団連から提言されている具体的な要望についての意見交換、その他有識者の先生からのヒアリング等、幅広く意見交換を行いました。結局、何が問題かということ「セキュリティーと処理時間」。いわゆるスピードとセキュリティーのある種のトレードオフをどう解決するか、どのように両立させるのか、というのが、ポイントではないかと考えるに至りました。

具体的に言うと、昨日の経済財政諮問会議でも議題にあがってございましたが、日本の港湾は時間もかかって、利用料金も高い。コンテナ取扱料金はシンガポール、釜山はともに

東京港の6割。一方、入港から引き取りまでの時間は、日本は2.7日のところ、シンガポール24時間以内、韓国2日以内。財務省の調査では、平成3年から比べると、7.0日だったのが2.7日に短縮され、大きく改善しているという結論のようではございますが、国内だけの比較ではなく、港湾の国際競争力という視点に立つべきではないか。我々は、グローバル化するモノの移動を活性化するという立場に立って、スピードを阻害している規制が何かをあぶり出すために、ヒヤリングを行い、現場との密接な相談をしながら、具体的な規制をひとつひとつ攻めていくという方法で進めたいと思っています。

最後に補足ではございますが、昨日の経済財政諮問会議においても、経済産業大臣も国土交通大臣もみんなアジア・ゲートウェイに関する議論の中で、グローバル・サプライチェーンの促進にむけて、積極的に取り組んでいくご発言がなされていた。総論は全員、賛成であり、今、追い風が吹いているのは間違いない。我々のグループとしては、具体的な規制の項目を見つけて、一つ一つ規制を変え、スピードを上げていくという方向にいきたいと思います。

2番目の「基準認証、法務、資格」については、中条先生、お願いできますか。

中条委員 「2.基準認証、法務、資格」の方ですけれども、これはどちらかといえば、前身会議のときからある程度道筋を付けていただいて、ここに書いてある項目についてフォローアップ、適正な実施を監視しながら粛々と進めていくという状況になっています。

それから、1つ大事なものは、新司法試験制度で3,000人という数値が一人歩きしているような状況があります。そこで固定するということではなく、拡大の方向に向けて考えていくという基本的な精神でもって、今後の方向性を監視していくのが重要なところかと思っています。

以上です。

有富委員 それでは、翁先生。

翁委員 「3.競争政策、金融」でございますが、当面はやはり私どもも、規制改革民間開放推進会議などで答申しました事項について、粛々とフォローアップを行っていくということでやっております。

もう少し長いタームで、やはり今も経済財政諮問会議とか金融庁の方で、国際競争力向上ということで議論が進んでおりますし、この7月には金融商品取引法が施行されまして、いろいろ新しい環境に移っていきますので、そういった状況をよく見極めて、ヒアリングなども行いながら、主要な課題や具体的な規制改革について詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

有富委員 以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、6番目の「地域活性化」、次の「再チャレンジ」も含めて、八田先生からお願いします。

八田議長代理 地域活性化について、お話しいたします。

農林水産業の振興に関しては、基本的には農協とか農地とかいう非常に大きな問題があります。それが、会議で3年間やっていくときの非常に大きな課題になると思います。しかし、ダッシュ7では、比較する短期間に解決できそうな問題をやりたいと思います。

まず第1は、イノベーションの創造や新たなビジネスモデルの出現を促すための環境整備です。

具体例を申し上げますと、健康食品として農産物の性能を表示することが、今、できない。それを表示できるようにしようというわけです。

例えば低タンパク質のお米は糖尿病にいいのですが、「タンパク質が低い」という表示を、できないわけです。確かに、加工物には、そういう表示をしていい。しかし、農産物のように天然のものには、そういう表示をしてはいかぬということになっています。

ですから、それを表示できるようにして、地方ごとにいろんな工夫ができるようにしようというのが第1です。

2番目の地方の産業・観光振興等に向けた阻害要因の見直しの検討。具体的には、例えば酒の製造業者は、一定量以上製造しないと販売することはできない。例えば日本酒だとか焼酎だとかは、1升瓶で3,500本生産しなければいけない。これは小さな酒造業者が工夫しながら製造するというのを妨げていますから、こういうものの改正をしていただきたいというのが、ここの項目です。

もう一つ、5ページの第2パラグラフにありますのは、中山間地などで老人がたくさんいるところに、食品を屋台のような形で運びたいというときに、これは衛生法だとか、道路交通法でさまざまな規制がある。これが楽にできるようにしたいというのが希望であります。これを働きかけていくつもりであります。

以上です。

草刈議長 「3.国と地方」は川上さんでよろしいですか。

川上委員 はい。

それでは「3.国と地方」ですが、ヒアリングを2件行いまして、事務局の方から1件、地方に行っていたいての実態調査をしております。

ヒアリングにおきましては、工場立地の円滑化ということで、佐賀県のヒアリングを行っています。

それと、明日、ストリート広告ということで、ちょっと耳慣れない言葉なのですが、地方において、町に広告を出したい。そして、それを町の財源化にしたい場合に、それが非常にネックになっているということで、これもヒアリングを行っています。

まず、工場立地の方に関しては、やはり各地域でいろんな問題点があると思うのですが、全国一律の基準が1つあるということで、各県、地域によって、その基準の緩和をやっていったらどうかということで、今日の午後から明日にかけて、各省とのヒアリングも、今の3つの件に関しては行っていきます。

工場立地の件に関しましては、緑地帯、工場敷地面積、農地転用、市街化調整区域の問題ということも踏まえて、今から実態調査や省庁との折衝があるかと思えます。

それから、ボランティア有償運送という点につきましては、事務局の方から高知県だったですか。

岩村企画官 はい。

川上委員 高知県だったか、随分田舎の方に行っていたという実態調査をやってもらって、これは非常に大変だなと思えます。話を聞けば、非常にかわいそうな地域がやはりあるのだなということを経験していただいたということで、タクシーもないという地域において、この障壁となっている点の緩和をやっていきたいということ。

ストリート広告に関しましては、実態がどのくらいあるのだろうかということを経済局にも調べていただいて、実際に思っていた以上に、あちらこちらから要望があったものですから、今から折衝をやっているという状況でございます。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

では、続いて「再チャレンジ」をお願いします。

八田議長代理 それでは「再チャレンジ」について、お話しいたします。

これは2つあります。第1は、年齢要件です。今、国家公務員の採用年齢要件というのが、第I種は33歳未満、第II種は29歳未満ですが、第III種は、実に21歳未満なんです。これを、例えば子育てが終わったお母さんがきちんとした公務員になる。いわゆる非正規雇用ではなくて、正規雇用してもらおうとすると、この年齢制限に引っかかってしまうということがあります。したがって、この年齢を上げてほしいということが当会議の要望です。この間、第1回の人事院の担当課長さんをお呼びしてのヒアリングをやってんですが、これはもう本当に岩盤でした。物すごく硬くて、どこの省庁も若い人を採ろうとしている。高年齢の人は、必要ないというご主張でした。最初は、各省庁は、新卒をとりたいがっている。新卒とおっしゃったんで、何で新卒なんですかということいろいろ伺ったところ、結局、各官庁は、若い人を採りたいのだとおっしゃる。その理由は、長い期間かけて訓練するためだというわけです。でも、いろいろ具体例を挙げて、国立大学の場合には、優秀な人を40才前後事務で採用したい例もあるということをお話ししたところ、とにかく各省庁から一切そういう要望は出ておりません。要望がない以上、こういうことをやるわけにはいきませんということでした。それで政府の要望がないことの根拠をお示しいただくようお願いしました。さらに、人事院がこういうことに関しての政策決定を直接やるのではないというふうにおっしゃいますので、今度は総務省をお招きしてお話を伺おうと思っています。

第2の点は、これは前からお話ししていますように、高校中退でも美容師さん、理容師さんになれるようにしたいということです。これのヒアリングを今、やる計画であります。

以上です。

草刈議長 この労働というのは、福井先生がご担当ですが、事務局から何かコメントありますか。

初谷企画官 特にありません。

草刈議長 では、これは今日はやめておきましょう。

以上、全部で7つのグループのリーダーからお話をいただきましたが、ほかの委員の方で、今のお話に補足をされたい方がいらっしゃいましたら、どうぞ。米田さん、いかがですか。

米田委員 補足ではないのですが、規制改革要望グループの動きも少しご報告させていただきます。

前回の会議で、規制改革要望については構造改革特区推進室と地域再生事業推進室と一緒に連携を深めながら行うという方向になりました。そこで、3月16日に規制改革会議と三者で検討会を設けさせていただき、今年の「あじさい」「もみじ」を、今までよりも少し踏み込んだ形で連携を深めていきたいという要望を伝えました。

今までどちらかというと、地方キャラバンは行政向けに行われていたので、もっと民間の中小企業の方々などに周知したく存じます。もう一つ、今年から渡辺大臣の下で、地域活性化応援隊というのができました。私も地域活性化伝道師に就任しますので、これと上手にタイアップしながら、両方の立場で何とか規制改革要望を地方から掘り起こしていきたいと思います。

以上です。

草刈議長 今のお話は、「地域活性化」の「国と地方」のところともかなり深く関連すると思うので、この会議としても、できるだけ一緒にやっていくなり、川上さんの方も一緒にやれる部分があると思うので、御遠慮なくどんどん言っていただければと思います。

どうぞ。

八田議長代理 住宅・土地のところで、ダッシュ7で取り上げることを申しあげましたが、もう一つ、容積率の緩和を規制改革会議の方からやるべきだという話があります。こちらとしても勿論考えているところで、それがダッシュ7のような短い期間にできるかどうかということで、ここには入れていないだけです。

容積率の基準が必ずしも今まで明確でないですから、緩和できるところは緩和できるようにすべきではないかということがあります。これは都心の生産性向上に役立ちます。さらに、具体的には、マンションの建替の時期に入っていますから、それが容積率を緩和できると、余分な床を売り出すことによって、費用面で非常に楽に建替えることができ、耐震の機能を持ったビルに建替えることも、やりやすくなります。

今まで容積率を緩和すると、道路混雑が起きるとか、通勤混雑が起きるということを言われてきたわけですが、それはそれなりに対策を立てることができるだろうと思います。道路は、一種の技術でやっているような、ある時間帯については厳しく制限するといった方法をとるとか、そういうものを総合的に使って都心機能を充実させるということをした

いと思っています。

ただ、時期的にそれをいつやるかということが、今のところは未確定な状況です。

松井委員 私、素人で、もしかしたらその辺とんちんかな話になるかもしれませんが、成田から都心に移動するときにいつも不思議に思っているのですけれども、諸外国と比べて、日本の高層マンションには常にベランダがある。諸外国でベランダのある高層マンションなんてほとんどない。

あれは多分、3階、4階のアパートを前提として消防法なり建築基準法なりの法律が出来ていて、安全上の問題としてベランダの設置を義務付けているのだと思うのですけれども、そうした安全上の措置は当然必要として、もう少し現状に合った安全代替措置を取ることによって必ずしもベランダの設置は不要なのではないかと考えるわけです。そうすることにより、美観上もよろしいし、又より有効なスペースも捻出できるのではないと思うので、その辺も併せて検討していただきたいと思います。

八田議長代理 日本のアパートは、エレベーターを上げて、廊下に行くときに、廊下が外の空気をさらされるのがありますね。以前は、外気にさらされる廊下とかベランダは容積率に勘定しないということになっていたから、わざわざ空気が入るようにしてつくったんですね。

近頃は、そんなことをしなくても、きちんと容積率から外すようにしたんです。ですから、そのような通路は最近のビルにはなくなりました。

ベランダに関して、最近そういう改革ができたと思います。ですけれども、前の古いビルはみんなそうなんですね。

松井委員 40階とか50階の、ベランダをつくったってしようがないようなところにベランダがたくさんつくってあるので、多分何らかの規制があるのではないかと考えたのです。

草刈議長 小田原さん、何か御発言あればどうぞ。

小田原委員 教育の場合には、大変後れているという話がありましたけれども、学校現場の教員も十分、この改革の進行について知らない部分はありますので、先ほど米田委員から伝導師の話がありましたけれども、広報的な部分をかなり強化していけば、またスピードも上がってくるのかという感じがしますので、そこら辺をポイントにしたいとも思っています。

草刈議長 木場さん、何かありますか。

木場委員 私の方からまた、次回に少し時間を取って、広報活動の計画をお伝えしようと思うのですが、簡単に数分で概要だけ説明いたします。

今回の新しい委員会は、とにかく国民の理解を得て、そして後押しをしていただけるように広報活動を展開していこうと考えておりますので、これから皆さんがまとめるダッシュ7ほかの改革に関しましては、国民を意識した形で、文章をまとめるときにも、できるだけわかりやすい表現を使っていきたいと思います。やはりポイントになるのは、そ

の改革によって国民の皆さんにどういうメリット、変化が生じるのかというところをわかりやすくまとめていただくとありがたいです。

今日もこの後、記者会見があるのですが、最大限、私たちのメッセージを国民に届かせるためには、そういった機会も大事にしながら、なるべく大きく紙面をとっていただいて、わかりやすい形で伝えるように、今日から努力をしていきたいと思います。

これが定期的な広報で、そのほかにも、パンフレットを更新していったり、もう少しホームページを変えていったり、あるいは何かここだというタイミングやタマができれば、時間と場所を設けて、記者の皆さんと懇親するなど、今、計画をしている最中でございます。

また、次回に御報告できればと思っております。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

先ほど米田さんが言われた話も広報と関連するので、その辺も必要なら、どうぞ遠慮なく打ち合わせていただきたいと思います。

御自分の所属していないところの件でも勿論結構ですから、どうぞ御質問なり御意見なりお願いいたします。

今日は、大分早く進行してありまして、その分、質問等に割きたいと思いますので、どうぞ御遠慮なく。

きっかけということで、私の方から1、2質問させていただきたいです。

安念先生が先ほどおっしゃった効果分析・評価ですけれども、先ほどの木場さんの話にあったように、国民に対するアピールということで、大変重要な指標になるし、この会議の役割をアピールするのに非常に役に立つのではないかという気がしているんです。

そういう意味で、予測が可能になるのか。夏場以降、いろいろ大きなタマを抱えているわけです。そのときに、例えばこれをやるとこれだけの効果がある、やはりこれだけのものがあるのだから、それでやれよという話にもなるしという意味で、粗々でもいいからと思っていて、シンクタンクに頼んだらどうだろうかと事務局にもお願いしているのだけれども、その辺のところはいかななものか。

安念委員 昨日、来ていただいた方は、非常に学問的な知見に基づいた分析をしておられる方ですので、とりあえずは公表されている資料を利用して推計をするという手法でございまして、未来予測をしておられるわけではありません。

ですから、今、未来予測としてアベイラブルな資料があるのかといえば、それはないと思うのですけれども、しかし、例えば電力とかガスとか鉄道などについては、トレンドはもうかなりはっきり出ておりますので、ある程度の規模をもったセクターについての規制改革であれば、どのぐらいの経済効果が見込めるかという数字は、出せない話ではないだろうと思います。というか、結構やれると思いました。

ただ、ここから先が私は結構難しいと思うのです。つまり、そういう未来予測とか、こ

れまでの経済効果は、マクロレベルの話なのであって、国民全体とすれば、こんなによかったでしょうということなのです。

これは、ある程度物の道理がわかった人には、なるほどさようでしたかとお納得いただけるんですが、ここからは一種の広報と言えれば広報の問題になるんですけれども、しかし、それが格差社会をもたらしたんだ、その効果が金持ちの方に行ってしまったんだというふうに邪推をしておられる方がかなり広範におられるようです。

要するに、規制改革は悪い、金持ちの味方だという世界観がおできになっているようでして、そこを打破するには、学問的な知見に基づいた資料を見せながら、ほらこうですよというのでは、なかなか難しいのではないかということを感じました。

議長のおっしゃることは、少なくとも一定部分では可能だと思います。

草刈議長 あらかじめそういうつもりでという方々の格差批判とか、そんなものは置いておいてですね。

安念委員 それを言うてしまうとね。

草刈議長 そんなことを気にしていたら何もできない。

私が聞きたいのは、例えばここに教育の問題がありますね。バウチャーとか教員評価、いわゆる学校をもっと開放して、株式会社学校をやったら、そのときにどのぐらいの経済効果があるのかとか、医療というと、医療法人ではなくて、それこそ株式会社でどんどん開放したらどうなるとか、ジェネリックの問題とか、そういうのをやったらどういうふうになるのということまである程度予測ができると、こちらもその気になるし。学問的というよりも、大雑把な仮説・試算になるのではないかと思います。

安念委員 マクロ分析はマクロ分析でなければいけないでしょうけれども、例えば、松井社長も先ほどおっしゃっていましたが、今は現場で診療しておられる先生方がパソコンに入力してデジタル情報にしてられるのに、それをフロッピーディスクに落として、そのフロッピーディスクを支払基金に持って行って、それを打ち出して紙にして計算していると聞きます。それが本当なら、よくそんな手間のかかることができるものだなと思うのだけれども、そうやっていて、1枚の検算について、114円だか115円だかの手数料を取っているわけです。それをデジタル化してしまえば、最初はある程度の投資もいるし手間もかかるけれども、その後はほとんどただでできてしまうわけです。その経済効果などはすぐに計算できてしまいますね。

松井委員 例えば、極めて具体的で、誰でもそれはおかしいというぐらいに、明確に言える1つのケースとして、診療報酬審査支払基金に対する手数料の問題があります。115円かける8億枚の八百数十億円という膨大な金額が、支払基金のやっているレセプトの振分けと審査という業務に対して支払われています。審査は別に置いておいて、この仕分け作業に今どき、パソコンとかオンラインを使わずに、4,000人以上の人間が紙を見ながらシコシコ作業やるということが如何に無駄かという事です。審査だって電子データ処理で格段に効率化できるのは誰が見たって明らかであるし、そうした見地からすれば、という

か常識的には、八百数十億円のかなりの部分が無駄ではないかと思うわけです。

これを、国民にディスクローズした途端に、社会保険庁の時と同じように、なんという怪しからん話だということになるのではないかと思うわけです。こういった具体的データというのは非常に説得力もあるし、有無を言わさぬ効果があると思うので、数字に置き換えて議論するというのは、非常に大事なスタンスだと思います。

草刈議長 内閣府に限らず、シンクタンクというのは、そういうことを試算できるような知恵とか知見とかはないのですか。

翁委員 個別の政策については、でき得ると思います。

例えば医療とか、そういったところでは、それぞれの専門の人がいますし、例えば日本総研とかでも、それぞれの個別の分野について規制改革をした場合に、どのぐらいの効果になるかということについてはできると思います。

ただ、内閣府がやっているような、相当労力を使って、多くの分野の全要素生産性とか消費者余剰がどのぐらいふえたかということをやるとなると大作業なので、それぞれのシンクタンクにそれぞれ専門家がいますから、そういったところの人たちの知見を借りるといった形でやっていくのが、一番現実的かなと思います。

草刈議長 是非、その辺は安念先生、サポート体制をつくっていただけないかと思えます。

安念委員 はい。

松井委員 医療について、実はつい最近知ったことですが、日本の医療制度というのは、基本的にはドイツを参考にし作り上げられそうですが、ドイツ医療改革をする際に、数字データに基づいて目標を決め、PDCAを徹底的に実施しているということです。多分この国でもやはり改革というのは、ベースになるのは数字ではないかと思うのです。これを行うことによって、これだけの効果がある。これが推進力になって国民を動かすということは、やはりどこの国でも基本ではないかと思うので、この手法は大いにこれから使っていくべきだと思います。以上です。

草刈議長 どうぞ。

八田議長代理 数字を使うということは、非常に重要です。今、松井さんがおっしゃった例が一番わかりやすいですね。具体的に電子化することです。これだけ節約できるということは説得的です。

それから、これだけ価格が下がっているというのも、ある意味で一般にわかりやすい。具体的に何円と言わなくても、明らかに医療とか教育に関して費用削減できるでしょうというのもいいと思うんです。

ところが、経済学的にソフィスティケートされた分析というのは、消費者の利益と既存の生産者の損失とを差し引いて、それで差し引きどれだけかということをするわけです。それはなかなか一般の人にはわかりにくいし、わかっても、やはり分析のいろんなレベルがありますから、そこは議論になってしまう。

だから、やはり議長のお考えを一番直截にやるのは、松井さんがおっしゃったような具体的なことに対してぼんとやるということではないでしょうか。それから、もう一つは、例えば電力の価格がこれだけ下がるということを示すというのが一番いいのではないのでしょうかね。

草刈議長 どうぞ。

有富委員 たまたま私、松井さんの医療のところのメンバーではあるのですが、かみ合わなくて、参加できないでいるのですけれども、興味は持っていて、昨日、たまたまある知り合いの医者と話をして、医療の問題は何なのと聞いたら、彼が言うには、要は医者のレベルが出っ張り引っ込みあるのに、収入が一定のところの問題なのだ。だから、自分は優秀だと思っていますから、悪い者は淘汰すればいいのだよと言っていました。

具体的にこういうことを言っていました。

まず、やはり3年、5年で試験をやるべきだ。それが不可能ならば、新しい技術が毎年出てくるのだから、その講習を受けたときにミニ試験をやって、トータル点数で格付をして、格付をした医者は保険の点数が今の1点10円を11円にするとか、8円にするとか、そういう差を付けると、一挙に質が上がる。

何を言いたいかというと、価格で出すべきだと草刈議長はおっしゃっていますけれども、国民にわかりやすいのは、こういう制度にしたから、医療の技術が上がっていくのだというのも、1つの候補としては非常にわかりやすいかなと思います。数字も勿論わかるのだけれども、こういう手もあるというのを感じました。

草刈議長 どうぞ。

米田委員 今の格差是正の話ですが、私が疑問に思いますのは、時折、報道などで見かける「規制改革をすると地域格差が拡大する」という論調です。

過剰な規制がある時に自由なビジネスが展開できないのは、地方の中小企業の方も同じです。いろんなルールや過剰な規制、地方ごとに異なる申請手続というものに困っているのは、むしろ地方の中小企業の方かもしれません。例えば大企業であれば、総務部の方などもおられて、プロフェッショナルに近い方がいろんな申請手続をすることもできますが、地方の中小企業は、大抵の場合、申請手続きに慣れた方があまりいません。自由なビジネス展開のための規制緩和が求められています。「地方の方は規制で保護されている」という表層的な見方を見直して頂きたく存じます。このたびは、地域活性化のためのワーキンググループもできましたので、もっと地方の方々が自由にビジネス展開できるような規制改革を行いたいと思います。

草刈議長 これは議論というか、雑談になりますけれども、基本的には規制改革というのは、既得権を持っている人たちの利益を守るという状態から、それを開放して、みんながフェアに競争できる状態をつくるんだということが原点なのですよ。

だから、既得権者から見れば、よけいなことをと思うのだけれども、そっちとどっちが経済活動にとって、あるいは日本の国にとってプラスなのかという視点で考えればいいと

というのが、私の個人的な考えです。

ただ我々も国民にわかってもらう努力をしなければいけないということは事実だと思いますので、またそれもいろいろやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

もう1つ。教育のところの高等教育研究機能とありますけれども、再生会議が5月にそれをやるんです。主査の福井先生がいませんが、教育TFの方から何かございますか。この高等教育のものは、5月に結論を出すのでしょうか。伺うところによると、第2次報告ですね。

白石委員 はい。

草刈議長 それでまた、機を失することなくお願いします。

諮問会議の方でも、いろいろ意見が交わされていますね。そちらからのタマが飛んでくる可能性ということ認識されて、その上で対応していただきたいと思っております。福井先生にも話をしましたけれども、それは是非、気をつけておいた方がいいなということです。

それと、先ほどの松井さんの支払基金の話。これを究極的にやっていくと、要するに保険者がサボってないで保険者がやればいいではないか、ということになりうる。そうすると、審査のところを除いて、支払基金なんて要らないだろう。ということは、独立行政法人の話にもなってくる。むしろもう支払基金はやめてしまったらという展開に持ってくるのかなと思ったりしました。

松井委員 多分、そこまで議論がいくと思っております。そんなに小さい機関ではなくて、4000人を越える職員を抱え、更に数千人のパートの審査員も抱える、膨大な、しかも多分国民のほとんどがその実態を知らない機関に対して、国民がその運営費を払っているのです。オンライン化によって、まずは基金の持つレセプトの振分機能を改革した上で、本当は審査のところを一番改革しなければいけない。それが、例えば保険点数の付け方、出来高制から包括払い制といった診療報酬の在り方など、本当に本質的な問題に関わってくるので、そういう意味では、この支払基金の在り方を徹底的にレビューするのがスタートだという位置づけです。まさに議長がおっしゃったように、支払基金は一体何。これをは民営化されているわけですから、もっと競争させていいのではないのという議論に多分発展していくと思っております。

八田議長代理 そのことがジャーナリストに伝わるといいですね。

松井委員 ほとんどの人たちは、この存在を知りません。

草刈議長 御意見、御質問があればどうぞ。

また私の方から質問というか、問題提起ですけれども、中条先生のところの航空の問題。これは、いわゆるオープンスカイ、究極はそういうことなんでしょうけれども、この辺の議論について、昨日の諮問会議でかなり突っ込んだ話が随分と出てきているんです。そこには国交大臣が出ているわけですから、我々のかわりに既にあそこで公開討論をやってくれたようなものかという見方もできる。そういう意味からすると、会議があまり遠慮をしなくてもよいのかなという感じするのです。これは非常に大事なテーマだと思っているの

で、1回作戦会議をやって、対応策を考えた方がいいのかなと、今日の新聞を見て思ったのです。

中条委員 規制改革会議も経済諮問会議も、かなり広い範囲を対象に言っておりますし、また、私たちと経済諮問会議では認識の若干異なるところもございますので、どの程度のところまで私たちの会議で分担をするのかということ、どの辺りのところまで視点に据えて議論をするのかといったところも含めて、作戦会議が必要です。

更に、今度は逆に、非常に細かい点では、こういうことだったらできるんだから、それをやってみないかとか、そういったところについては、ほかの会議では余り認識が十分でなくて議論がなされている部分もありますので、その点は、もう少し時間をかけて情報を入力してから私は議論をしたいと考えております作戦会議は是非やりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

草刈議長 八代先生が民間議員として諮問会議に入っていて色々と提起されていますが第一次答申までの短期間ではこなし難いものもたくさん入っていますね。その整理も含めて、1回意見交換をやった方がいいのかなという気がしますので、是非、よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。どうぞ。

米田委員 1つだけ補足説明させていただきたいと思います。

国と地方のタスクフォースで、企業立地をめぐる各種規制の簡素化と、より迅速な手続きへの規制改革に取り組んでおります。この背景には、企業立地とめぐり、国内の多くの地域が、アジア各国と国際的な地域間競争に行っていることがあります。アジア各国よりも、日本では申請や手続きに手間と時間がかかりがちで、誘致競争が不利になっています。日本がきちんと対抗できるように規制改革することは、アジア・ゲートウェイなど、国際オープン化のグループとも関連してくると思いますので、追加で御説明しておきます。

草刈議長 育児ですけれども、分割取得と書いてありますが、これは法的にはどうなっているのですか。

白石委員 連続してとらないとだめです。

草刈議長 では、法的には分割してとってもいいよということにはなっていない。

白石委員 なっていないです。

草刈議長 そこをきちんとしろということですか。

白石委員 はい。それは運用する上では民に対してでもですけれども、例えばデパートなどに勤めていらっしゃるって、繁忙期は忙しくて取れない。4月、5月に取って、次に奥様が取られて、その次にまた御主人が取られるというふうにかわりばんこでとる場合などは、分割取得が非常に望ましいわけですがけれども、そうしますと、企業側も事務コストが発生しますし、手続も非常に煩雑になりますね。

それから、やみくもに10回や何回にも分けてとるなどということは許せないわけですね。

れども、それはコスト的にも現実的ではないですけれども、例えば2回まで分割取得ができるとか、そういうアプローチの方法はあるのではないかと思います。

草刈議長 法律的には、それが合算されてということにはなっていないのですか。

白石委員 法律的には、一定期間続けて、1回しか取れません。

草刈議長 法改正が必要ということですね。最近、いろいろと少子化といった認識が企業の方にも随分あるから、コンパルソリーにいきなりやるかどうかは別にして、環境を整えればかなりの人が受け入れる可能性はあると思います。とにかく、法律のところ、そこをやらなければいけないという点があるわけですね。

白石委員 ただ、総論賛成、各論反対のところがありまして、企業の経営者側も、やはり少子化対策とか次世代育成の観点から、そういう考え方、きちんと制度をつくっていくことは大事だと言いつつも、やはり採用するのであれば、生まない男がいいとか、ずっと見込んで働き続けてくれる方がいいという認識がありまして、育児休業をきちんと1年半設けなくてはいけないとか、もっと自由な働き方をするためには、短時間勤務制度を導入しなければいけないということが決まっていますが、それを制度として持っていないところもたくさんあるのです。特に中小、300人以下のところというのは、そういう制度すらまだ持っていないところもありますし、法律で決まっていたとしても、実際の運用はまだまだというところだと思います。

草刈議長 それでは、皆さんの御意見はこれ以上ないようでございますので、メインテーマのディスカッションはこれで終わりたいと思います。

先ほど来申し上げているとおりで、時間的な制約もございますので、各タスクフォースで精力的に議論を進めていただいて、次回の会議で審議状況を御報告いただきたいと思っております。

その間に、場合によっては個別のグループワーキングとか、あるいは連携のワーキングといったものも、必要があればやるようにします。

1つ、こここのところで提案が私の方からあります。

あと1か月ぐらいいかないのですが、特に4月10日の中旬以降に、各ワーキンググループ、あるいはタスクフォースでの意見表明が必要になってくると思います。

あるいはヒアリングの要請を行う場合があるということ、言ってみれば公開討論ですね。そのようなものがある場合に、特に意見表明といったことは、委員全員の了解をいただいてから見解を出すのが、一番フォーマルにいいやり方だと思うのですけれども、時間的に切迫していて、どうしても早く出さなければいけないという場合には、それなりのスピードが必要になることが、十分あり得ると思います。

そこで、御提案は、その意見表明、あるいはヒアリングの要請、公開討論の要請といったものについては、この間は、会議としての対応を、私、議長に一任をしていただいて、担当主査と相談をして、そして勿論八田議長代理と相談しますが、その3人にその辺のことを決める権限というか、手続の方を認めていただくと、非常にクイックなアクション

がとれると思うので、勿論、経過については、事後的にできるだけクイックに委員の方に御報告をいたしますけれども、そこをこのように対応させていただければありがたいんですが。

安念委員 異議なし。

草刈議長 特に御異存がないようなので、そういうことで、この4月、5月ぐらいまではお許しをいただきたいので、よろしく願いいたします。できるだけ、皆さんにもクイックに報告をします。それでは、了解をいただいたということにさせていただきます。

以上ですが、ほかに御意見がなければ、この辺りで今日の会議は終了したいと思います。次の会議の日程につきましては、事務局を通じて、早急に御連絡をさせていただきますが、全体会議は19、20日ぐらいで調整をさせていただいていると了解をお願いしたいと思います。

事務局から何かありますか。どうぞ。

井上参事官 内容に関わるものではございませんが、今日、テレビカメラの入るタイミングがございましたので、もしよろしければ、この会議が終わった後、記者会見の前に少しだけ残っていただきまして、カメラで撮らせていただきたいと思います。

以上です。

草刈議長 どうぞやってください。

(報道関係者入室)

草刈議長 最初に言うのを忘れましたが、今日は大臣、副大臣、政務官のお三方が、政治的な日程が立て込んでいるので、残念ながら今日は無理だということで、御欠席になりました。後できちっと伝えておきますので、よろしく願いします。

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、今日のこの会議は終了いたします。2階の会議室で記者会見を行うことになっております。

お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございました。